

**香川労働局発表**

令和3年9月29日

報道関係者各位

担  
当

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 谷口 美和  
室長補佐 塩田 洋司

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

香川県最低賃金周知キャンペーンの一環として、

10月1日（金）午前8時からJR高松駅前で、

労働局職員等によるリーフレット等の配布を行います

— 1時間848円の香川県最低賃金、令和3年10月1日より効力発生 —

香川労働局（局長 <sup>まつせたくひろ</sup>松瀬貴裕）は、令和3年10月1日に発効する香川県最低賃金「1時間848円」を周知するため、発効初日に当たる10月1日（金）午前8時からJR高松駅前で、労働局職員等によるリーフレット等の配布を行います。

<JR高松駅前でのリーフレット等の配布の概要>

- 1 日 時：令和3年10月1日（金） 午前8時から（30分程度）
- 2 配布するもの：別添リーフレット及びポケットティッシュ
- 3 参加者：労働局長を始めとする労働局職員等

注）当日の取材希望につきましては、事前に上記担当まで連絡をいただくとありがたいですが、事前連絡なしでも取材は可能ですので、是非、取材にお越しく下さい。

<添付資料>

- 別紙 最低賃金制度の概要等
- 別添 リーフレット

## 最低賃金制度の概要等

### 1 最低賃金制度の概要

#### (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

#### (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

#### (3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、
  - ㊶地域における労働者の生計費及び㊷賃金並びに㊸通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、㊶を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

### 2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額820円を28円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額(28円)・引上げ率(3.41%)ともに最高である。

みんなチェック!  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 香川県 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

# 848

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
香川労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>





# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合	① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

## 業務改善 助成金

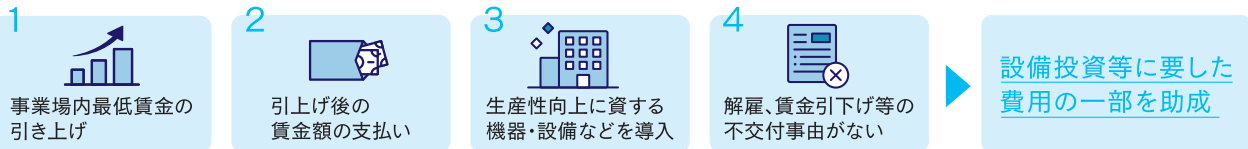
### 賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

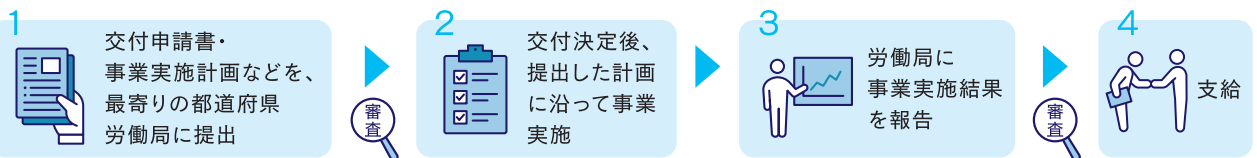
業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。



### 支給の要件



### 助成金 支給までの 流れ



専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。